



↑解説動画  
はコチラ

## ① 学校運営協議会の意義 — 社会総がかりによる子どもたちの健全育成, 学校運営の改善

学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、

- ① 学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させる【ガバナンスの強化】
- ② 保護者、地域住民等の協力を得て、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりや、児童生徒、学校及び地域を取り巻く課題解決を図る【地域の人的・物的資源の活用】

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、まずは保護者や地域住民等と情報や課題を共有することが大切です。



## ② 学校運営協議会の主な機能・権限

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)



委員自身が、学校運営協議会の機能・権限がもつ意義を理解しておくことが、効果的な運営につながります。

※ 学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する

育てたい子ども像やめざす学校像等のビジョンを共有した上で、協働して教育の充実に取り組む目的意識や当事者意識の向上、役割の分担につながる

② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見**を述べるができる

地域住民や保護者等と共に考え行動することで、学校運営の改善につながる

③ **教職員の任用**に関して教育委員会規則で定める事項について、**任命権者に意見**を述べるができる

学校の抱える課題の解決や教育の充実のために必要な校内体制の整備・充実が図られる

## ③ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)のメリット・魅力



生徒が主体的に地域づくりに参画する取組等を充実させることで、「やまぐちPRIDE」の醸成につなげることができます。

①組織的・継続的な体制の構築 = **持続可能性**

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」である。

②当事者意識・役割分担 = **社会総がかり**

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「役割分担をもって連携・協働する取組」ができる。

③目標・ビジョンを共有した「**協働**」活動

学校運営協議会や熟議の場を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できる。

### 子どもにとっての魅力

- 子どもたちの学びや体験活動が充実する。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育つ。
- 地域の創り手としての自覚が高まる。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができる。

### 教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となる。
- 地域人材を活用した教育活動が充実する。
- 地域の協力により子どもと向き合う時間が確保できる。

### 保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれる。
- 地域の中で子どもたちが育てられているという安心感がある。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できる。

### 地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながる。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなる。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながる。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができる。

#### 4 高等学校等の特性を踏まえたコミュニティ・スクールの在り方

生徒たちの生きる力は地域や社会の多様な人々とかかわる中で育まれるものであることは、どの学校段階においても変わるものではありません。地域協育ネット※の仕組みを生かしながら、校種の特性を生かしつつ、発達の段階等に応じて、地域や社会との協働体制を構築していく必要があります。

- 高等学等校において、**広く地域や社会の参画・協力を促進**することは、学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化、特色づくりに資する。
- **これまで培われた地域や社会との関係を生かして**、学校運営協議会を通じ、地域住民や近隣の大学の教員、地元の商店街、企業、NPO団体、自治体等の協力を得ることが期待される。
- 地域の差し迫った課題を、生徒自らが地域と協働して解決していく**地域課題解決型学習**を実施するなど、**高等学校等と地域の双方向的な魅力を発信**することも期待される。
- 自治体、地元産業界等との連携を強化することで、**地域人材の育成・還流**を図る仕組みを構築することが期待される。



ワンポイント!

「地域」の捉え方は、市町などのエリアで限定するのではなく、**学校の教育方針や教育活動の範囲（テーマ）**に応じて柔軟に考えることが必要です。

学校教育目標を実現するために、どのような「人」に関わってもらうのがよいかという視点をもつことが重要です。

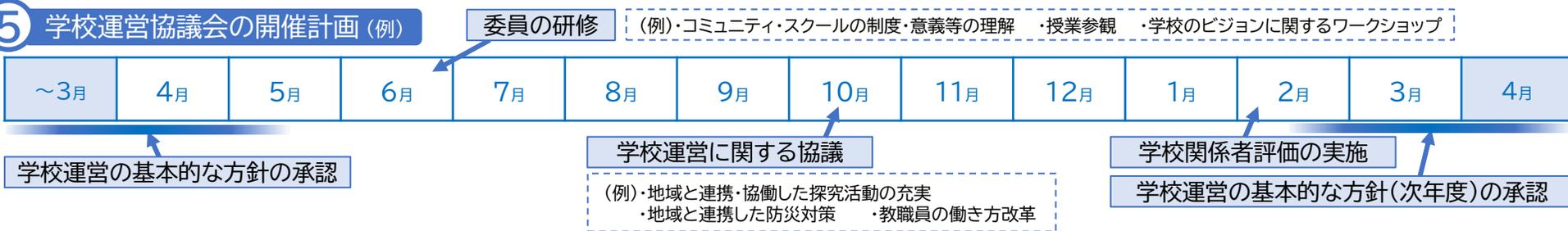


ワンポイント!

#### 各学校の目標や実情等に応じた連携・協働(例)

目 標	国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーの育成	最先端の実践的な職業教育を主とする専門的な能力の育成	持続可能な地域を支えるために必要となる力の育成
連携・協働先	国内外の高等教育機関、国内外の企業 等	企業、地元経済団体、都道府県・市町村行政、高等教育機関 等	地方公共団体、産業界、高等教育機関、NPO団体 等

#### 5 学校運営協議会の開催計画 (例)



#### 学校運営協議会における協議のポイント ～意義ある協議とするために～

##### 目標・ビジョンを共有するため、熟議を重ねる

生徒たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、どのような生徒を育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するため、熟慮と議論(熟議)を重ねることが大切です。また、熟議を通して学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が参画し、共通の目標に向かって協働して活動していくことが大切です。

##### 「課題」だけでなく、「未来」に向けた協議も

「基本的な方針の承認」「学校や教育委員会への意見の申出」「教職員の任用に関する意見の申出」を行う権限が法律上定められていますが、その会議体の機能を生かして、「学校評価」や「地域学校協働活動」についても協議が行われています。「課題」だけでなく、「未来」に向けた協議も並行して行うことがポイントです。

##### 説明事項を精選し、協議の時間を確保

協議会が終始、学校からの一方的な説明にならないよう、説明事項を精選し、協議のための時間を確保することが重要です。また、協議題を予め委員に示し、意見をもって臨んでいただくようにすると、協議が活性化します。

学校が抱えている課題を率直にお伝えし、**学校としての困り感を委員と共有する姿勢を示すことで、当事者意識が生まれ、学校運営の解決につながる貴重な意見が得られやすくなります。**



ワンポイント!

※「地域協育ネット」・・・概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する山口県独自の仕組み